

資 料

(法人課税関係)

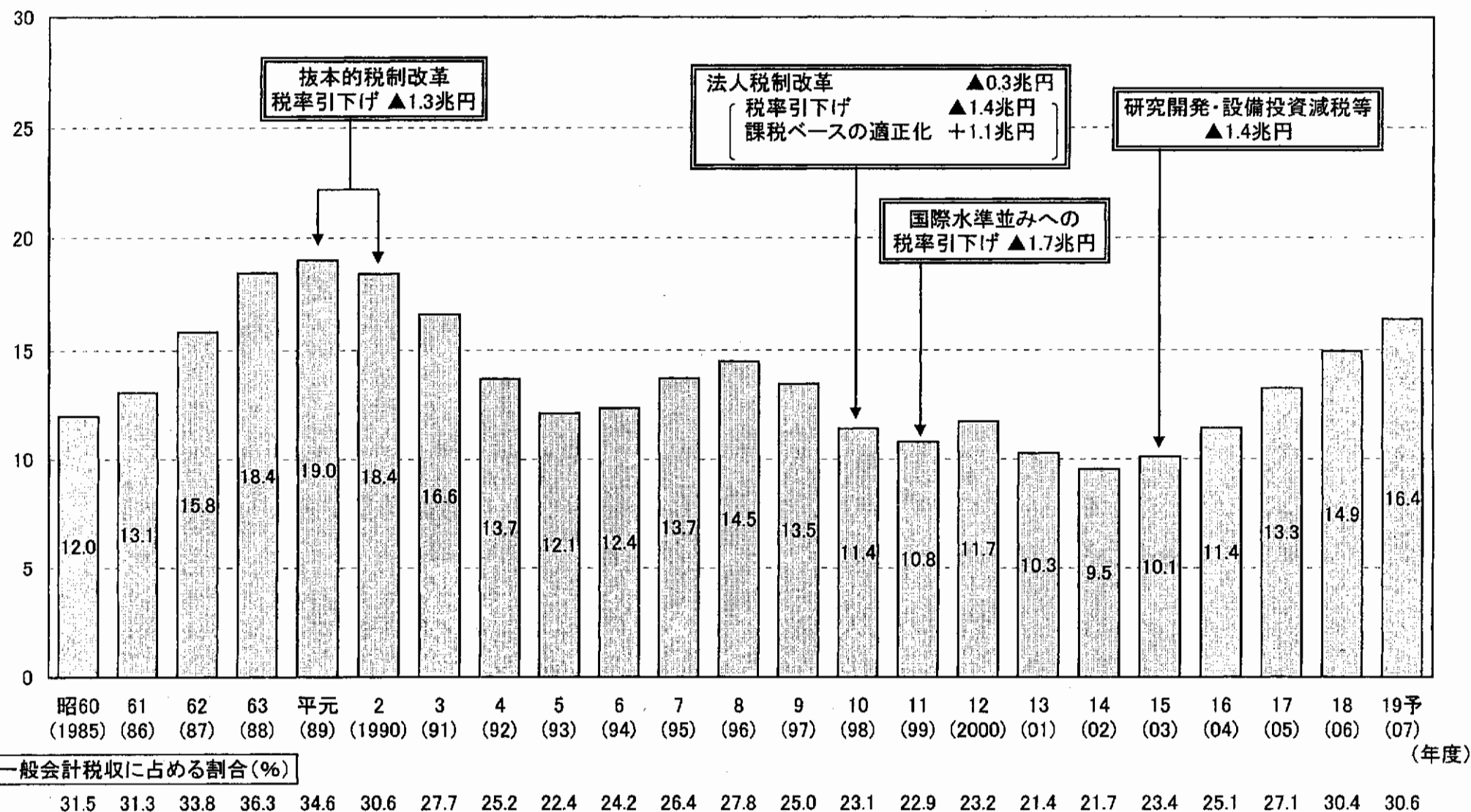
目 次

・ 法人税収の推移	1
・ 所得金額と繰越欠損金額の推移	2
・ 欠損法人割合の推移	3
・ 日本の欠損法人に関する考察	4
・ 法人税率の推移	5
・ 主要国の法人税率（基本税率）の推移（未定稿）	6
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較	7
・ 諸外国の法人税を含めた税制改革の動向	8
・ ドイツの法人税改革の背景	9
・ グローバル化する経済の中での税制の課題	10
・ 企業税制改革：限界税率と平均税率、税の競争と協調の観点から	11
・ 平成 19 年度の税制改正に関する答申（抄）	12
・ 国民負担率の内訳の国際比較	13
・ 法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査	14
・ アジア主要都市の投資関連コストの比較	15
・ 企業負担と経済活性化の関係について	18
・ 設備投資の増加と経済活性化のプロセス	19
・ 設備投資とキャッシュフローの推移	20
・ 設備投資額の推移	21
・ 政策税制の集中・重点化（平成 15 年度及び平成 18 年度税制改正）	22

・ 研究開発税制の概要	23
・ 情報基盤強化税制の概要	24
・ 中小企業投資促進税制の概要	25
・ 企業による研究開発投資の動向	26
・ 企業関係租税特別措置による減収額の内訳	27
・ 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較	28
・ 減価償却制度の見直し（平成 19 年度改正）	29
・ 耐用年数 10 年の資産を定率法で減価償却した場合の国際比較	30
・ 主要国の償却率（定率法）の算定方法	31
・ 労働分配率の推移	32
・ 人件費の推移（全産業、全規模）	33
・ 利益処分額の推移（全産業、全規模）	34
・ 雇用者数の推移	35
・ 法人税の転嫁と帰着について	36
・ 近年の主な法人税制改正の動向	37

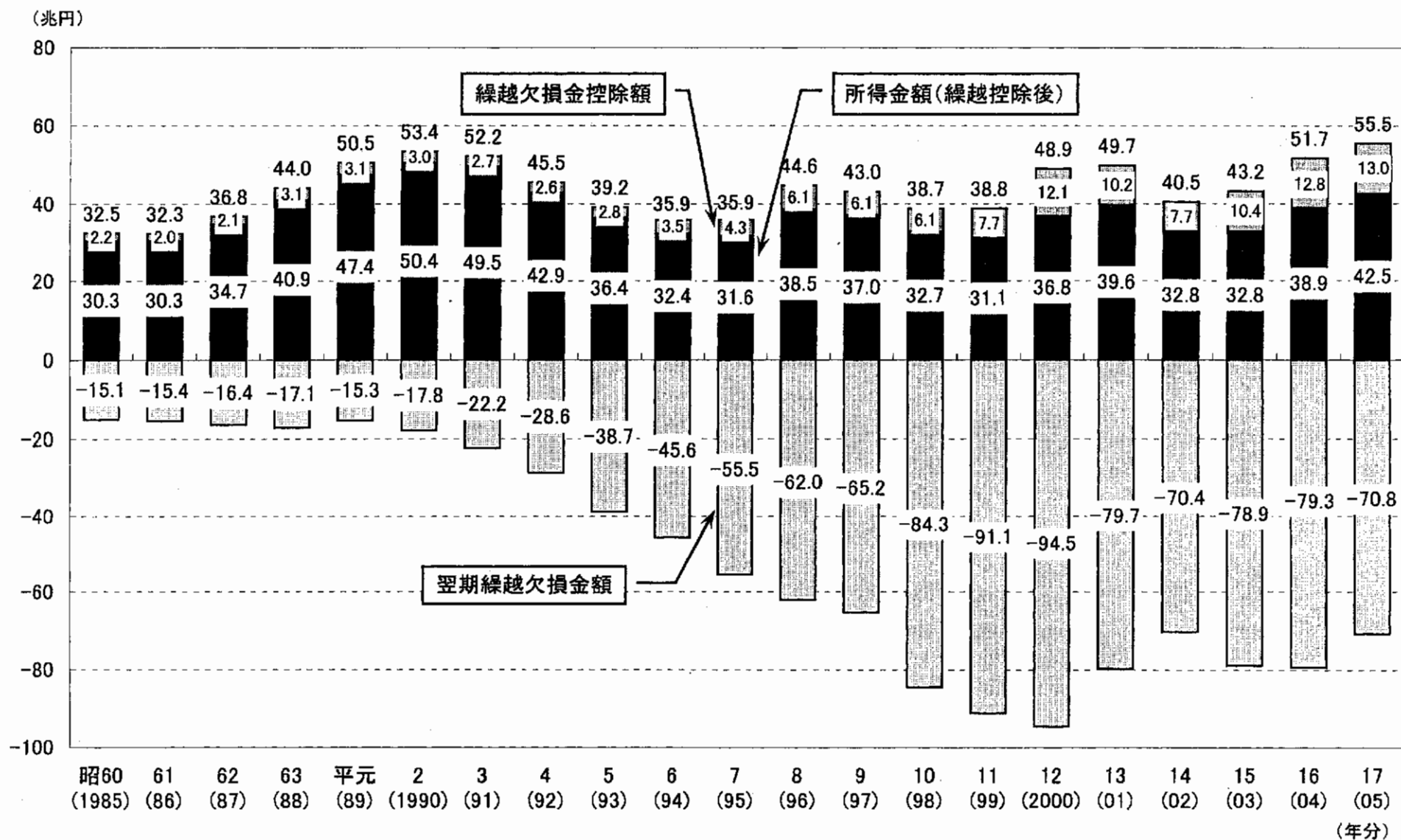
法人 税 収 の 推 移

(兆円)



(注) 18年度までは決算額、19年度は予算額による。

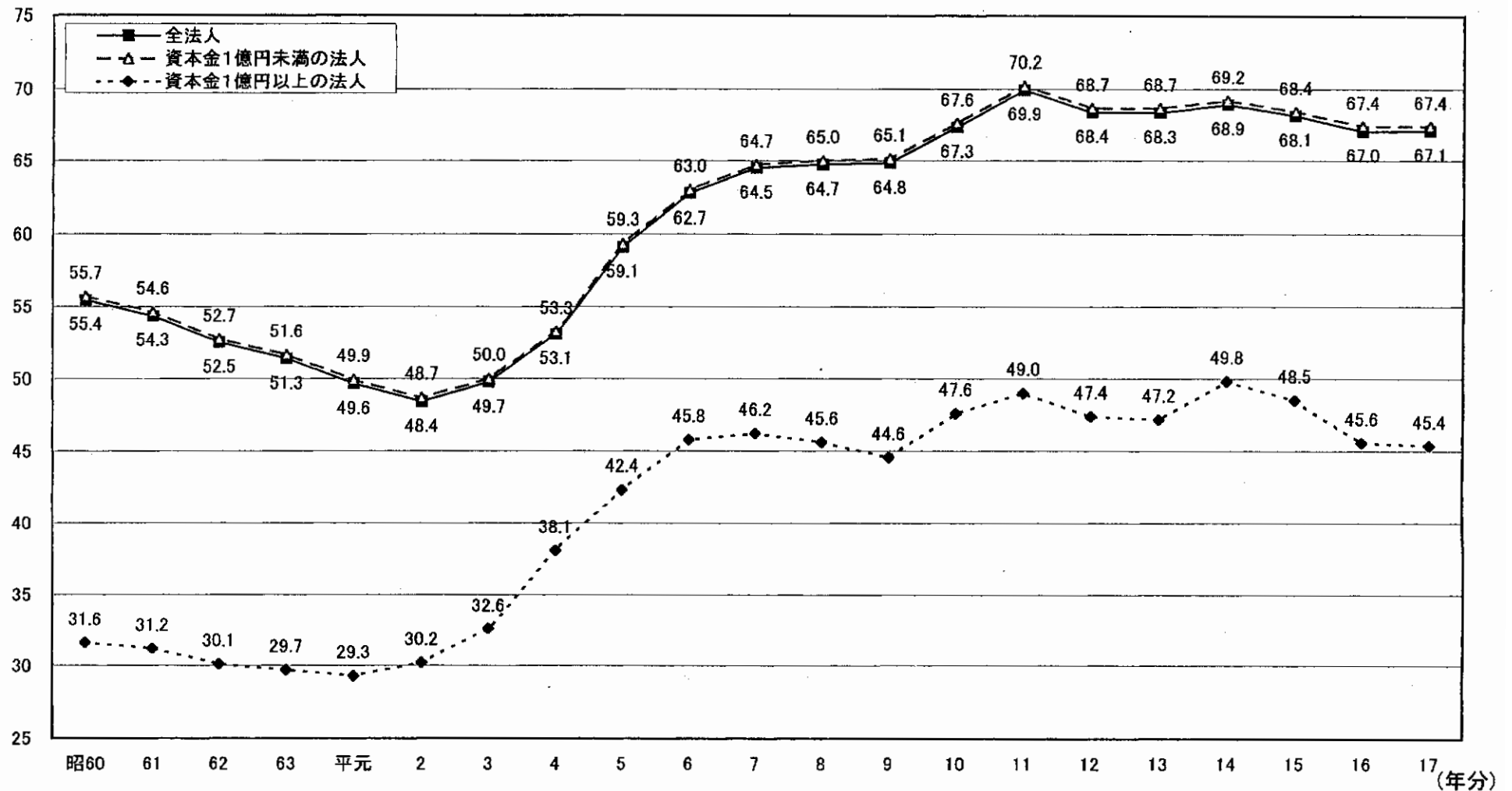
所得金額と繰越欠損金額の推移



(備考) 各年分は各年の2月1日から翌年の1月31日までの間に終了した事業年度を対象としている。
 (出所) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」

欠損法人割合の推移

(%)



欠損法人数(千社)	920	924	935	951	974	1,006	1,103	1,216	1,385	1,487	1,550	1,576	1,598	1,689	1,767	1,734	1,742	1,757	1,737	1,722	1,731
全法人数(千社)	1,660	1,702	1,783	1,852	1,962	2,078	2,217	2,291	2,344	2,369	2,404	2,436	2,465	2,509	2,527	2,537	2,549	2,550	2,551	2,569	2,581

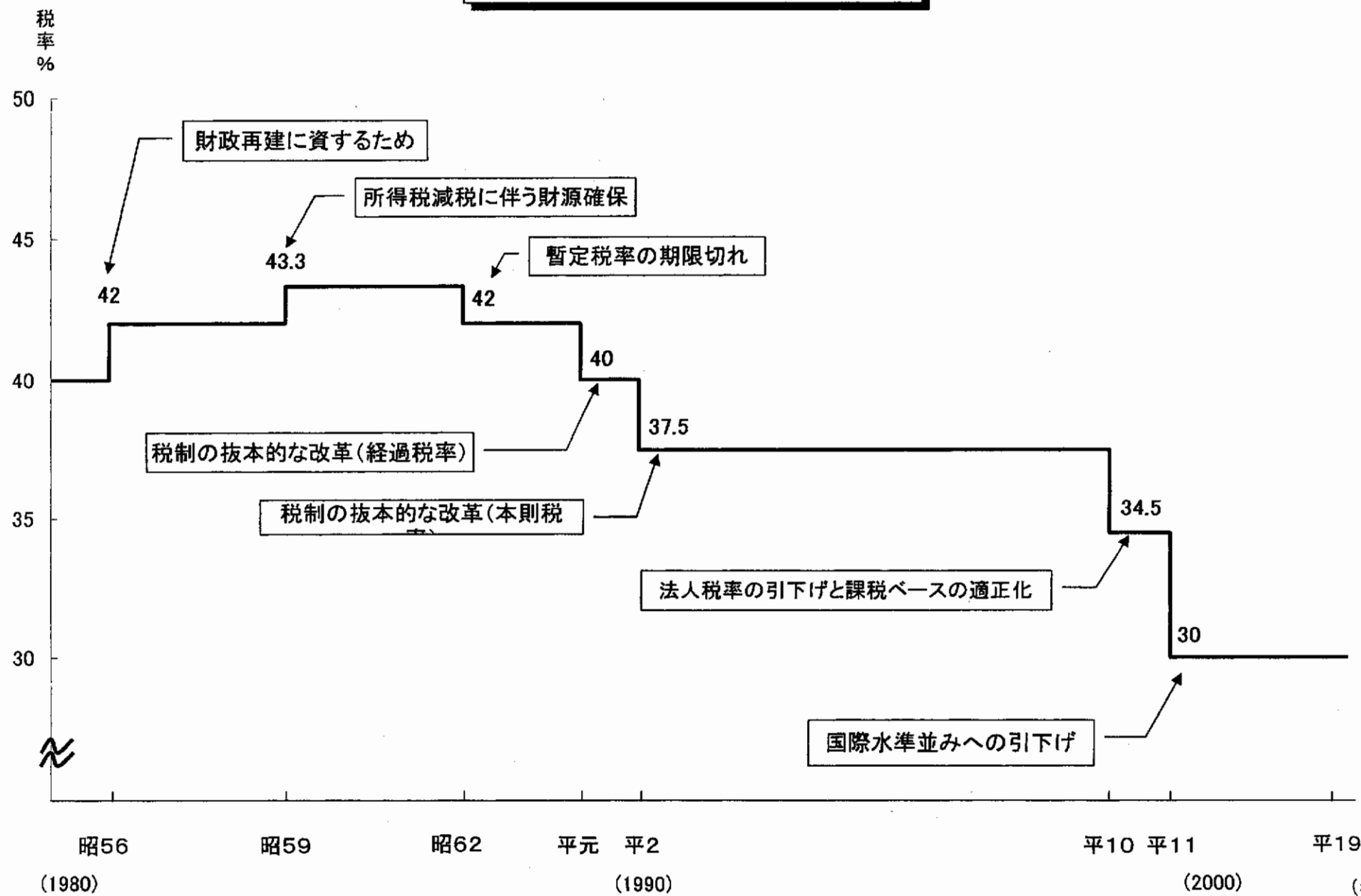
- (注) 1. 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」による。
 2. 各年分は各年の2月1日から翌年の1月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
 3. 平成15年分～平成17年分の全法人は連結法人を含むが、資本金別は連結法人を含まない。

日本の欠損法人に関する考察 (調査分析部会 八塩裕之専門委員報告のポイント)

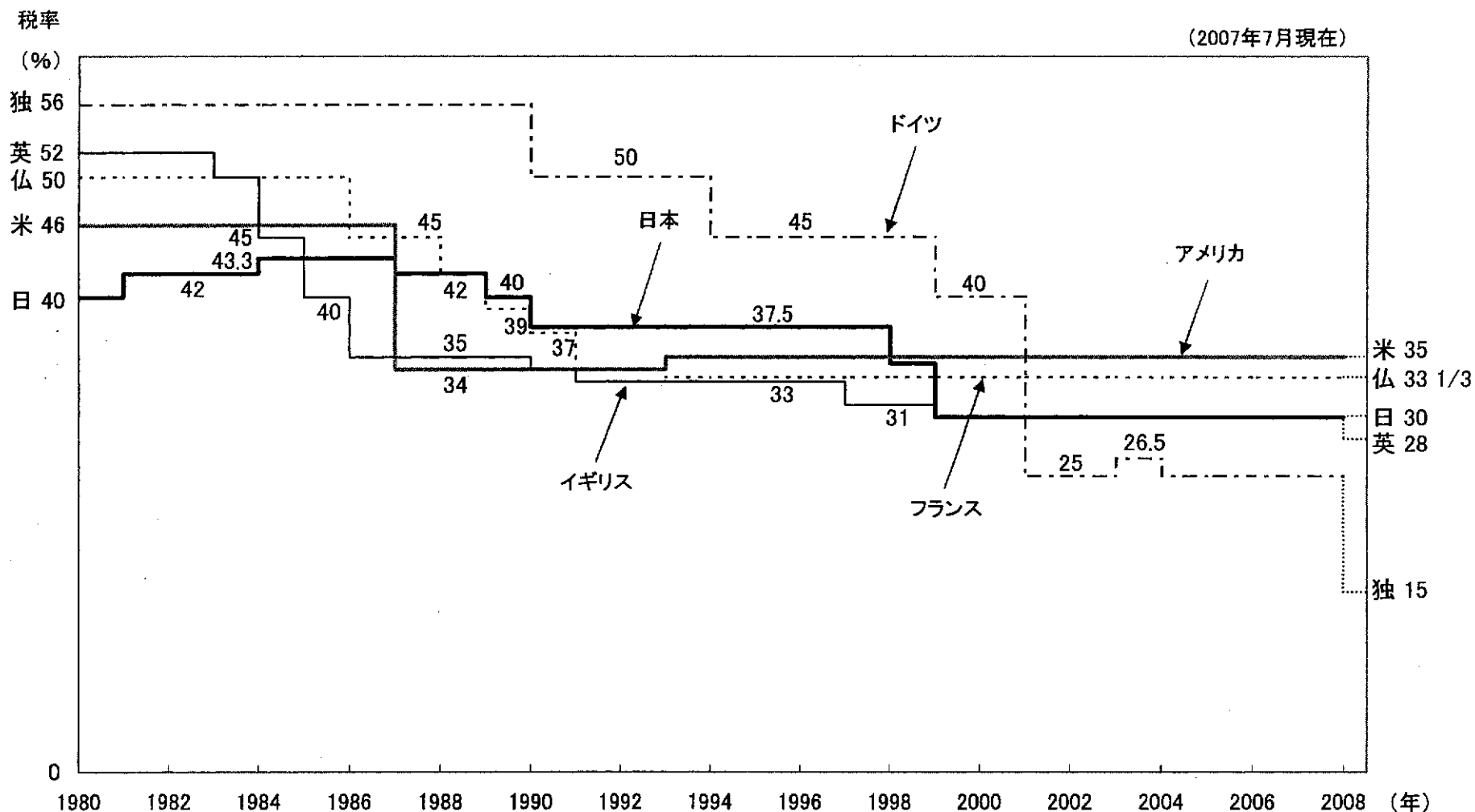
○我が国において欠損法人が多いことの原因・背景

- ・ 日本の中小法人の多くは欠損法人であり、これだけ多いのは本来おかしいこと、との指摘がある(経済理論的には、欠損続きの法人には資金が集まらず存続できないはず)。
- ・ 欠損法人が多い背景には、中小事業者(オーナー経営者)が資本(法人)所得や事業所得を給与所得に形態転換する、という租税回避的な行動があるのではないか。
- ・ 日本では、労働所得、とくに給与への税率が資本所得よりも低い。以下のように税率構造とともに所得控除(給与所得控除)が重要な役割を果たしており、結果として、税が本来あるべき以上に法人化を促進しているのではないか。
 - ①オーナー経営者が所得を法人に留保せず、自身の給与として分配。
給与所得控除が適用され課税所得が縮小、所得税の低い税率ブラケットが適用される。その結果、法人に留保するよりも税負担が軽減できる。
 - ②個人自営業者の事業所得には給与所得控除が適用されない。
個人自営業者が事業形態を法人に転換し所得を給与で分配すれば、控除が適用されて税負担が軽減できる。
- ・ 日本の所得形態転換による租税回避的行動は、欧米でも違う形(中小事業者による労働所得から資本所得へのインカム・シフティング)で発生している。「所得形態転換による課税ベース選択」は中小事業者の特徴。
- ・ 租税回避的行動は、税収ロス(税収ロスの発生分だけ、税率を引き上げねばならないとすれば、それによって非効率性が発生)や、税制における不公平などの問題をもたらす。

法人税率の推移



主要国の法人税率(基本税率)の推移(未定稿)



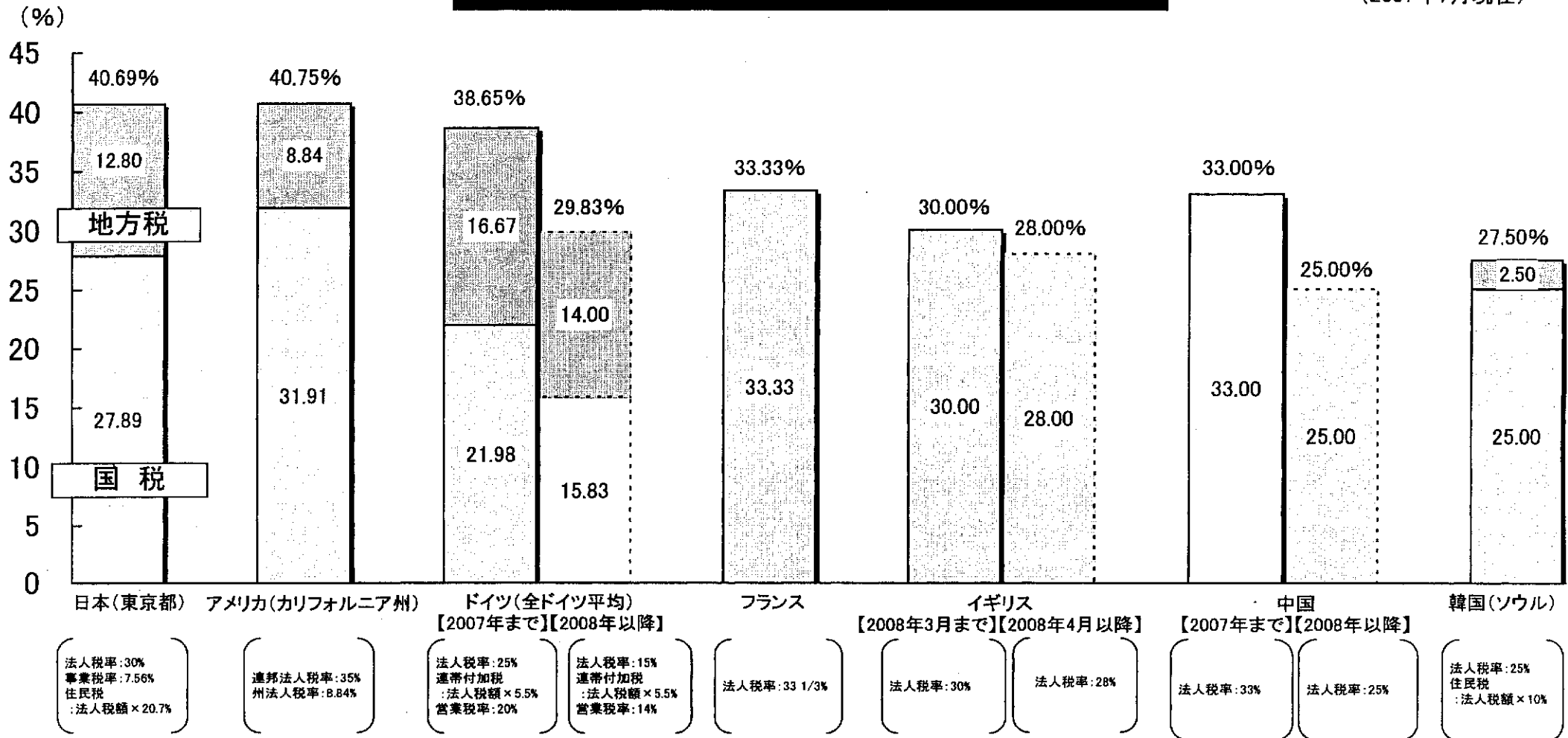
(注1) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分に係る税率の推移を示している。

(注2) 上記は国税について示している。なお、上記のほか、日本では事業税及び住民税、米国では州法人税、州付加税及び市法人税、ドイツでは連帯付加税(連邦税)及び営業税(市町村税)、フランスでは年間売上高763万ユーロ以上の法人に対し法人利益社会税が課されるほか、法人概算課税等及び職業税(地方税)が課される(2007年7月現在)。

(注3) イギリス及びドイツについては、2008年度における税率の変更を反映している。

法人所得課税の実効税率の国際比較

(2007年7月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. ドイツでは、2007年7月に「2008年法人税改革法」が成立し、2008年1月から法人税率の引下げ、及び営業税の損金算入の否認等の課税ベースの拡大が実施されることとなった。
5. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の5%(2008年以降3.5%)に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦財務省の発表内容に沿って、賦課率400%(連邦財務省発表の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示。なお、従来、継続的に比較対照を行ってきたデュッセルドルフ(賦課率445%)では、法人実効税率は39.78%(国税21.57%、地方税18.20%)、2008年法人税改革後の法人実効税率は31.4%(国税15.83%、地方税15.58%)となる見込みである。
6. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税(地方税)が課される。
7. イギリスでは、2007年7月に「2007年度歳入法」(税制改正)が成立し、2008年4月から法人税率の引下げ、減価償却制度の見直し等が実施されることとなった。
8. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
9. 中国では、2007年3月に「企業所得税法」が成立し、2008年1月から法人税率の引下げ、及び研究開発費に係る損金算入の拡充等の措置が実施されることとなった。
10. 韓国の住民税においては、上記の所得割のほかに資本金額及び従業員数に応じた均等割が課される。

諸外国の法人税を含めた税制改革の動向

イギリス

- ・ 主に 2008 年 4 月（予定）：法人税改革
 （国際競争力強化、投資・イノベーションを通じた成長促進、税制の公平性確保のため）
 -法人税率引下げ（30%→28%）、研究開発費の損金算入割合引上げ（125%→130%）
 -減価償却制度見直し（償却率の引下げ等）、中小法人軽減税率引上げ（19%→22%）
 ⇒ほぼ歳入中立
 （増減収額とも約 0.4 兆円）
- ・ 2008 年 4 月（予定）：所得税率を簡素化（10、22、40%→20、40%：減収額約 0.2 兆円）

ドイツ

- ・ 2007 年 1 月：財政健全化のための増税
 -付加価値税率の引上げ（16%→19%：増収額約 3.4 兆円）
 ⇒増収分の 2/3 は財政再建に、1/3 は失業保険料の引下げに充当
 -所得税の最高税率の引上げ（42%→45%：増収額約 0.2 兆円）
- ・ 2008 年 1 月（予定）：法人税改革（国際競争力強化、経済活性化のため）
 -法人実効税率の引下げ（約 39%→約 30%：減収額約 2.0 兆円）
 -ネット減収額抑制のための課税ベースの拡大等（減価償却制度の見直し等）
 } 総減収額の 5/6 を
 増収措置で補填
- ・ 2009 年 1 月（予定）：金融所得課税の税率均衡化
 -利子、配当、株式譲渡益等について、一律 25%の源泉分離課税（減収額約 0.2 兆円）

中国

- ・ 2008 年 1 月（予定）：法人税制の統一（内外企業間の税負担の不公平の是正、産業構造の高度化等のため）
 -内資企業・外資企業に対する法人税率の一本化（内資 33%、外資 15%又は 24%→25%）
 -外資企業への優遇措置の撤廃（外資企業に対する「2 免 3 減」（利益計上後 2 年間免税、その後 3 年間半額減税とする措置）の廃止）
 -税制優遇措置の重点を、経済特区等への外資優遇措置から、内外を問わず、ハイテク企業や環境保護・省エネに配慮する企業等、分野別の優遇への転換

ドイツの法人税改革の背景

(政府税制調査会海外調査報告より抜粋)

- 今般の税制改革の主な目的は、マーストリヒト条約による財政赤字3%基準を満たすための財政健全化と、ドイツの法人税制の競争力を強化すること。まずは付加価値税の引上げに見られるように財政健全化を重視しつつ、法人税制改革において競争力に配慮している。
- 予定されている法人税改革は、ドイツ国内で利益を上げているにもかかわらず、資本調達費用などとして所得を外国に移しドイツでの課税所得を小さくしている多国籍企業が多いことへの対応が重要な目的である。また、企業の資本が国内投資に向けられることで、雇用の創出や賃金の上昇、更には所得税・社会保険料の増収が期待されている。
- 法人実効税率の引下げとともに課税ベースの拡大措置をとり、減収額を抑制する。営業税については、損金算入を否認するとともに、市町村の安定財源を確保するという観点から、税率を引き下げ、増減収額をほぼ等しくしている。課税ベース拡大措置の中には、支払利子の損金算入の制限や移転価格税制の執行強化など法人所得の国外流出を抑制するという目的に沿った措置もあれば、単に増収を確保するために導入されたものもある。

グローバル化する経済の中での税制の課題

(調査分析部会 IMF報告のポイント)

○ グローバル化(資本、財、サービス及び労働の可動性の増大)に伴う税制の課題

- 課税ベースの可動性の増大(→①実物投資先の決定がより税制に敏感に②帳簿上の利益移転がより容易に③租税回避防止がより困難に)。
- 税制に関する帰着の変化(→最終的な税負担が可動性の低い要素に移転)。
- 所得の不平等の増大(→公平の達成に税制と歳出措置のどちらが効果的か)。
- 可動性の有無に関わらず、税制が政策全般へのシグナルとして利用される。
- 国際的な税制及び税務行政における協調に関する問題を提起。

○ 競争力と成長のための税制改革

- ・ 法人所得税に焦点が当たるが、問題はそれだけではない。消費課税への依存が大きいほど成長が速いという証拠がある。
- ・ 法人所得税の法定税率は国際的な租税競争の対象となるが、重要なのは、OECD 諸国では税率が課税ベース拡大等を反映して概ね変わっていないこと。
- ・ 法人所得税の投資への影響には、以下の2つの側面。
 - 平均実効税率(プロジェクトの期間全体の税負担率)は、どの国に投資を行うかの選択に関わる。概して法定税率によるが、利益移転等に重要な意味。
 - 限界実効税率(追加的な投資に対する税負担率)は、どのくらい投資を行うかの選択に関わる。法定税率だけでなく、償却制度や様々な特別措置が関連。
- ・ 法人所得税の競争は、それを純粋な利益に対する課税に近づける試みでもある。
- ・ 研究開発(R&D)に対するインセンティブは、研究開発を促進する効果を持つが、それが社会的な利益をどの程度生み出すかが政策的に重要。

企業税制改革：限界税率と平均税率、税の競争と協調の観点から

(調査分析部会 國枝繁樹専門委員報告のポイント)

○限界税率と平均税率

- 経済学の標準的な考え方においては、投資促進策としては限界税率の引下げが効率的とされてきたが、80年代以降、各国では課税ベースを拡大し、一定の税収を確保しながら、法定税率を引き下げている。
- 平均税率の引下げは、既存株主への lump-sum transfer を意味することから、経済効率をむしろ低下させる側面もあるが、時間をかけて引き下げることによって、そうした弊害を抑制できる。

○平均税率引下げを巡る論点

- 流動性制約の存在が効率的投資を大きく阻害している場合には、平均税率の引下げが好ましいが、一方、フリーキャッシュフロー仮説が当てはまる場合には、企業による非効率的過剰投資を促すため、必ずしも望ましくない。現在の日本企業は、後者の状況にあるのではないかと考えられる。
- 対外直接投資は様々な要因に影響を受けるが、立地選択の段階においては、平均税率が影響を与える可能性がある。ただし、欧米の実証研究ではその影響の規模について議論があるほか、我が国に関する実証研究では影響の有無について見方が分かれている。
- 多国籍企業が世界全体の税負担の最小化を図って行う利益移転に関しても、平均税率が問題となり、実証研究においても、低率国へ利益移転を行うことが確認されている。利益移転への対抗措置が十分機能しない場合には、平均税率の引下げにより、自国外への利益移転を防止しようとする国も現れることになる。